

---

---

### 3. 民間事業者が実施する CDM/ JI 事業の支援スキームの検討

---

---

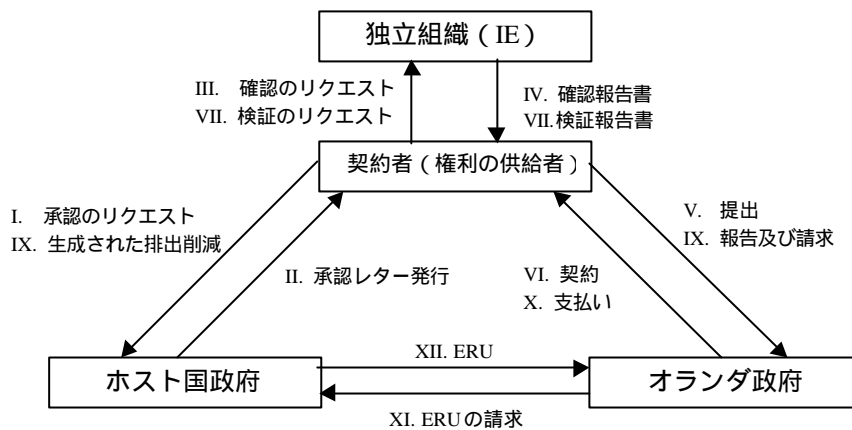
#### 3.1 オランダの取組

##### (1) オランダの京都議定書削減目標達成の戦略

基準年比 6% の温室効果ガス排出削減目標を持ち、我が国とほぼ同程度の排出増を示しているオランダ政府は、第 1 約束期間の削減目標の達成に関して、50% を京都メカニズムの利用により実施することを表明している。ERUPT と呼ばれる JI を経済省が、CERUPT と呼ばれる CDM を居住・空間計画・環境省が管轄し、実施機関は政府系法人である Senter Internationaal が担当している。

##### (2) ERUPT

ERUPT 制度は、以下のスキームで実施される。なお、詳細については、資料 2 の ERUPT Terms of Reference (TOR) 和訳、資料 4 の ERUPT ガイドライン和訳を参照されたい。

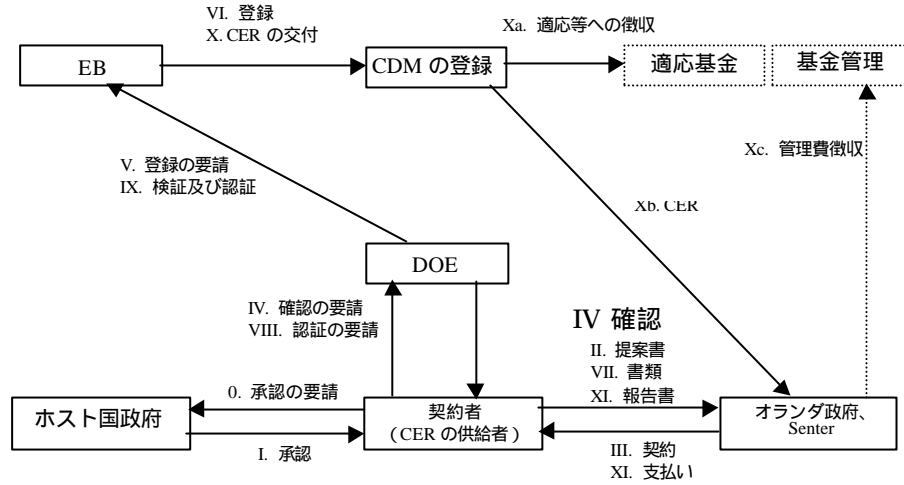


## II プロジェクトにおける各機関の関係

No.	記述	ToR のセクション
I	供給者は、ホスト国政府にプロジェクトの承認を求める。	該当なし
II	ホスト国政府が II プロジェクトの承認レターを発行する。 この承認レターによって、ホスト国政府はプロジェクトを II プロジェクトとして認めたことになる。	2.3.1.2
III	供給者は、確認のために、IE にプロジェクトデザインドキュメント (PDD) を提出する	App.3
IV	IE は確認報告書を供給者に提出する。	2.3.3, 2.3.4
V	供給者は Senter に ERU の権利を提供する。	3.1-3.3
VI	Senter は提案を受け入れ、供給者との契約に署名する。	3.4
VII	プロジェクトは、モニタリングレポートに示される排出削減を達成する。契約者は、検証のためにモニタリングレポートを IE に提出する。	
VIII	IE は、供給者に検証報告書を与える。	2.3.2-2.3.4
IX	契約者は、IE の検証報告書とともに、生成した I 排出削減に関するレポートを Senter に、及びホスト国に排出削減をデリバリーする。	
X	Senter は支払いを行う。	2.4
XI	オランダ政府は、ホスト国に ERU の権利に関して請求を行う。	2.3.1
XII	ホスト国が ERU をオランダのアカウントに移転する。	2.3.1

( 3 ) CERUPT

CERUPT 制度は、以下のスキームで実施される。なお、詳細については、資料3 の CERUPT Terms of Reference ( TOR ) 和訳、資料5 の CERUPT ガイドライン和訳 を参照されたい。



CDM プロジェクトの機関との関係

No.	記述	TOR の目次
0	供給者がホスト国政府にプロジェクトの承認を求める	該当なし
I	ホスト国政府が CDM プロジェクトの承認レターを発行する。この承認レターにより、ホスト国政府はプロジェクトを CDM プロジェクトとして認めることになる。	2.3.1.2, App.3
II	供給者は Senter に CER ( の獲得 ) を提案する。	2.3.2, App. 4, 3.2, 3.3
III	Senter は提案を受け入れ、供給者と契約に署名する。この契約を通して、プロジェクトを CDM プロジェクトとして認める。	3.4
IV	供給者は、プロジェクトデザインドキュメント(PDD)を DOE に確認のために提出する。DOE は、供給者に確認報告書を提出する。	2.3.3
V	DOE は、EB に CDM プロジェクトとしての登録請求を行う。登録後に、プロジェクトは正式に CDM プロジェクトとして認められる。	該当なし
VI	レビューが要求されない限り、EB によるプロジェクトの登録は要求の 60 日後に完了する。	該当なし
VII	契約者は検証に関連した書類を提出する。	3.3table3.3
VIII	プロジェクトは、モニタリングレポートに示される排出削減を達成する。契約者は、検証・認証のためにモニタリングレポートを DOE に提出する。DOE は、供給者に検証報告書と排出削減の認証を付与する。	2.3.2, 2.3.3
IX	DOE は、EB に CER の発行を要請する。	該当なし
X	EB は CDM 登録を通して、CER を発行する。 Xa : 当てはまる場合 : 適応基金に最大 5%。 Xb : 残りの CER ( >95% ) をオランダに移転。 Xc : オランダ政府は運営基金を支払う。	2.3.1.6, 2.3.1.7, 2.2, 2.3.2
XI	契約者は、報告書を配布し、Senter が CER のデリバリーにあたって支払いを行う。	該当なし 2.4

### 3.2 世界銀行の取組

#### (1) 国家 CDM 戦略策定支援調査 (National Strategy Study : NSS)

##### <NSS の概要>

NSS とは、世界銀行が、先進ドナー国（スイス、オーストラリア、ドイツ、フィンランド、オーストリア、カナダ）の出資を受けて、CDM/JI に関する国家戦略策定を支援するプログラムである。

NSS は、アドバイザー/コンサルタントをホスト国に送り、当該国の GHG 削減ポテンシャルや有望な CDM/JI 案件に関する調査を行うとともに、当該国の専門家にキャパシティビルディングを行う。

NSS の進捗状況（2002 年 1 月）は、以下のとおりである。

	作成済	作成中	準備中	協議中
アジア・太平洋	インドネシア	中国 タイ ヴェトナム パプア・ニューギニア	インド スリランカ フィジー	パキスタン フィリピン ソロモン諸島 ヴァヌアツ
アフリカ	南アフリカ ジンバブエ	エジプト		モロッコ
中南米	アルゼンチン ボリビア コロンビア	チリ ペルー	ブラジル エルサルバドル ガテマラ ホンジュラス	メキシコ
経済移行国	ロシア カザフスタン ウズベキスタン チェコ スロバキア	ウクライナ	ハンガリー ルーマニア	ポーランド

##### <アジア各国の NSS の状況>

アジアでは、インドネシア（終了、但し LULUCF は実施中）、タイ、ベトナム、中国、パプア・ニューギニア、フィジー（実施中）、インド、スリランカ（準備中）、フィリピン、パキスタン、ソロモン諸島、バヌアツ（協議中）である。

#### 1) インドネシア

- ・ ドナー国：エネルギー： ドイツ  
（Holger Liptow, GTZ, Axel Michaelowa, HWWA）  
シンク： オーストラリア
- ・ ホスト国受け入れ機関： 環境省(元副大臣: Daniel Murdiyarto, Ms. Ina Binari)
- ・ 概要（エネルギーのみ）:  
- 主な取組は、MARKAL モデル及びボトムアップアプローチによる GHG 排出削減プロジェクトのポテンシャルとコスト、CDM の市場とインドネシアのシ

エア - に影響を与える要因、 国際的及び国家レベルの CDM に関する制度構築、 プロジェクトパイプラインの作成である。

- インドネシアのエネルギー消費による CO<sub>2</sub> 排出量は、2000 年から 2020 年において 3 倍に増加すると予測された。19 の CO<sub>2</sub> 削減技術（蛍光灯への置換、GCC、水力、小規模水力、コージェネ、澱粉工場の廃棄物管理、製紙工場の燃料転換、地熱、パーム油工場のボイラー効率向上他）に関する削減カーブを作成した。
- モデルによる検討結果（米国離脱前の予測ではあるが）から、インドネシアは 2012 年までに CDM により 125MtCO<sub>2</sub> の削減を行い、228 百万ドル（1.8 \$/t と仮定）を得る。全世界の CDM 市場に占めるインドネシアの割合は、1.5 ~ 3.5%（2.1%）と予測された。
- National CDM Board と National CDM Clearinghouse からなる Designated National Authority (DNA) for the CDM の設立が提案された。

## 2) タイ

- ・ ドナー国： オーストラリア
- ・ ホスト国受け入れ機関： Office of Environmental Policy and Planning, MOSTE
- ・ 概要：
  - GHG 排出量の算定と将来予測、 排出削減オプションとコスト、 CDM と投資に関する世界市場、 制度及びキャパシティビルディングに関するニーズ、上記をまとめて、 CDM 戦略を策定した。重要なセクターは、エネルギー、農業（メタン）シンクである。
  - 主な CDM 候補は、省エネ、バイオマス再生可能エネルギー、シンクである。「燃料転換」に関する政策が削減量に大きな影響を及ぼす。運輸部門と低炭素の地域エネルギー供給に関する CDM は、データ不足のため、今後の課題となった。
  - 調査の結果、タイにおける CDM ポテンシャルのかなりの部分が、「小規模 CDM」の範疇であることが明らかになった。有望なプロジェクトは、 バイオマス再生可能エネルギー、 バイオガス再生可能エネルギー、 耕作放棄地への植林、 非鉄金属・製紙工場の生産工程効率向上、 ボイラー関連施設省エネ、 燃焼効率向上、 冷房システム効率改善等である。
  - タイへの FDI ( Foreign Direct Investment ) の約半分を占める日本の投資が非常に重要。その他では、EU、英国、オランダ、ドイツ、フランスである。タイの SD に貢献する優先的な CDM プロジェクトを導くためにガイドラインの作成を検討している。さまざまな条件を考慮すると、タイは他の途上国に比較して、CDM の投資に適した国ということができる。
  - National Authority for the CDM (NACDM)を設立する必要がある。それに伴い、組織制度的、技術的なキャパシティビルディングを実施する事も重要である。
  - 国家戦略としては、採算性の優れた CDM プロジェクトは市場に任せ、採算性は低い SD に貢献するプロジェクトは国際機関や二国間のプログラムで実施

する方針が考えられる。

3) ベトナム

- ・ ドナー国： オーストラリア
- ・ ホスト国受け入れ機関： Hydrometeorological Service of Vietnam (HMS),  
Institute of Meteorology and Hydrology (IMH)
- ・ 概要：
  - 主な検討内容は、 GHG 排出量の予測、 削減ポテンシャルとそのコスト、 CDM プロジェクト候補、 承認プロセス及び制度構築、 国家レベルでの必要作業事項等、である。
  - GHG 排出量は、2000 年比で、2010 年に約 1.4 倍 ( 148.97MtCO<sub>2</sub>/年 )、2020 年に約 2.5 倍 ( ( 268.59MtCO<sub>2</sub>/年 ) ) と予測された。2020 年における分野別排出量は、エネルギー、産業、運輸がほぼ同程度。
  - CDM プロジェクト候補： 石油火力発電所の天然ガスへの燃料転換、 石炭火力発電所のリハビリ・効率改善、 風力発電、 地熱発電、 太陽光発電、 バイオガス発電、 セメント工場の効率改善、 製紙工場の効率改善、等である。
  - 国家レベルでの必要作業事項： 京都議定書批准、 関連する法の改正、新法制定、 気候変動問題を念頭においた既存の環境法、規制、分野別開発計画の改訂、 人材育成、 制度整備、等が挙げられる。
  - ベトナムの市場規模は小さい： 第 1 約束期間において 240 百万ドル、12.8MtC。
  - ベトナム国内の障害： 政策担当者・経済界の認識の低さ、 適格性に関する複雑な手続き、 人材不足、市場規模の小ささ、等が挙げられる。

## (2) 炭素基金 (PCF)

### < PCF の概要 >

PCF は、CDM/JI のもとでのプロジェクトベースの排出削減に関する市場を創出するプロセス・手続きを理解・テストする必要性に応え、実践的な経験 ( learning experience ) を蓄積するため、2000 年に開始された。

PCF は、主な目的として以下の 3 つを掲げている。

- ・ プロジェクトベースの GHG 排出削減がどのように持続可能な開発を促進し、または貢献するか、及び京都議定書遵守の費用を低減させるかを提示する。
- ・ UNFCCC の加盟国、民間部門及び他の関心のある参加国に対し、JI および CDM のもとで排出削減を達成するための政策・規則及び取引過程を実際に行うことにより学ぶ機会を提供する。
- ・ 市場ベースのメカニズムを通じて地球環境問題に対処する際に、公共部門及び民間部門とのパートナーシップのもと、世界銀行が借り手国に対して新たな資金源を導入するためにどのような働きを行っているかを示す。

### < PCF の段階別手続きコスト >

段階 1 : プロジェクトの準備とレビュー ( Preparation and review of the Project )

作成書類 : ・プロジェクトアイデアノート ( Project Idea Note )  
・プロジェクトコンセプトノート ( Project Concept Note )  
・プロジェクトコンセプト資料 ( Project Concept Document )

費用 : 30,000 US\$

段階 2 : ベースラインスタディ及びモニタリング・検証計画

( Baseline Study and Monitoring and Verification Plan ( MVP ) )

作成書類 : ・プロジェクト計画書 ( Project Design Document )  
・ベースラインスタディ及び ERU 予測 ( Baseline study and ERU projection )  
・モニタリング・検証計画書 ( Monitoring and Verification Plan )

費用 : ・ベースライン : 30,000 US\$  
( ホスト国分 ) 5,000 US\$  
・ MVP : 25,000 US\$  
( ホスト国分 ) 5,000 US\$

段階 3 : 確認過程 ( Validation process )

作成書類 : ・確認プロトコル及び報告書 ( Validation protocol and report )

費用 : ・外部コンサルタント ( External consultant ) 25,000 US\$  
・プロジェクト書類作成 ( Project documentation ) 15,000 US\$  
( ホスト国分 ) 5,000 US\$

- 段階4：プロジェクトの合意に関する交渉 (Negotiation of Project Agreements)
- 作成書類： ・プロジェクト合意関連書類 (Project agreement and related documentation)
- ・合意・約定書 (Term Sheet)
  - ・排出権獲得契約書 (Emission Reduction Purchase Agreement)
  - ・ホスト国の合意書 (Host country Agreement)
- 費用： ・査定及び交渉 (Appraisal and negotiation)
- 50,000 US\$
  - ・法的書類作成 (Legal documentation)
  - 50,000 US\$
  - (ホスト国分) 25,000 US\$
- 段階5：建設及び開始 (Construction and start up)
- 作成書類： ・初期検証報告書 (Initial verification report)
- 費用： ・開始時初期検証 (Initial verification at start-up)
- 25,000 US\$
- 段階6：定期的な検証及び認証 (Periodic verification & certification)
- 作成書類： ・検証報告書 (Verification report)
- ・監督報告書 (Supervision report)
- 費用： ・検証 (Verification) 10,000 - 25,000 US\$
- ・監督 (Supervision) 10,000 - 20,000 US\$
- 段階7：プロジェクトの完了 (Project completion)

**総額 (Total through to negotiation) : 335,000 US\$ (43,550,000 円)**



### 3.3 その他の先進国の取組

CDM/JIに関するその他の先進国の取組を、以下にまとめた。

#### (1) 英国

##### 1) CDM/JI 支援スキームに関する基本的な考え方

プロジェクトベースのメカニズムは、民間から投資を引き出すものであるため、ビジネス主導であるべきという考えから、英国政府が直接に JI、CDM に対する投資を行わないという立場をとっている。しかし、妥当であるとみなされた場合、当事者は Trade Partners UK、Joint Environmental Markets Unit、Climate Change Challenge Fund、Department for International Development、Technology Partnership Initiative を通じて、非直接的な投資、もしくは現物による支援を受けることができる。また、これらの機関とは別に環境・食糧・農村地域省 (DEFRA)、貿易産業省 (DTI) の共同で京都メカニズムオフィスが設置される予定になっている。

##### 2) 支援スキーム

Trade Partners UK

<http://www.tradepartners.gov.uk/>

Trade Partners UK は英国企業が海外のビジネス機会を最大限利用できるように、情報及びアドバイスの提供、輸出プロセスの支援などを行う。スタッフは世界中に約 2000 人。ロンドンの本部で輸出情報を提供している国別のヘルプデスク、及び、他のチーム、200 以上の在外英国大使館におけるポスト、及び全英中のビジネスとリンクしている。我が国では、JETRO のような組織であると思われる。

Trade Partners UK には、「エクスポートプロモーター」という産業界から後援を受けている上級職もあり、中小企業、及び、大企業が世界のビジネス市場で勝利を収めるために政府の貿易促進策の先頭に立つ役割を果たしている。実際的な輸出面でのアドバイス、市場とセクターの特定の機会に関する情報供与など無料で相談を行っている。エネルギー・環境分野のエクスポートプロモーターの責任の一つは、京都メカニズムを通じて、英国のビジネス機会を促進することであり、CDM・JI に関心のある企業との面談を行っている。

Joint Environmental Markets Unit (JEMU)

<http://www.dti.gov.uk/jemu/>

JEMUは政府の組織で、世界市場で競争が可能な英国の環境産業の育成を目的とし、英国の環境産業の促進、支援を行っている。世界の市場のニーズを提供することが可能な革新的で、幅広く、前向きな英国の環境産業をプロモートするための活動を開始する。英国の環境グッズ、サービス、技術を促進するイベントを実施している。

Climate Change Challenge Fund (CCCF)

<http://www.fco.gov.uk/>

CCCFは外務大臣によって1999年の2月に産業界と協力して立ち上げられた。基金はビジネスと途上国を支援するためにフレキシブルな資金源を提供することを目的としている。クリーン技術、再生可能エネルギーに関する英国の専門家を利用する。開発途上国と経済移行国が健全な成長と温暖化ガスの低い成長を組み合わせるために必要なキャパシティービルディングのためのプロジェクトに融資する。これまで、外務省等はCCCFに毎会計年度あたり500,000ポンドを割り当てている。2000年の12月までに22のプロジェクトに対し、120万ポンド支援している。現在までに融資を受けたプロジェクトの例は以下のとおりである。

- UK-Brazil CDM Initiative
- Feasibility Studies for Biomass Energy Projects in China and Central America
- Feasibility Studies for Landfill Gas Use in Malaysia
- Process Integration Technologies in India and South Africa
- Climate Change Scholarship
- Vehicle Emissions Testing in India
- Seminars on Financing Rural Energy in South Africa
- Clean Development Mechanism Seminars
- World Renewable Energy Network Seminar
- Study of Sustainable Energy Sector in Kenya
- CDM Project in Uganda, Zambia and Senegal
- Wind Energy Resource Mapping in Botswana

Department for International Development (DFID)

DFID は、我が国では JICA にあたる英国の政府開発援助実施機関である。貧困撲滅を目的とした国際開発のターゲットへの貢献の一環として、Knowledge and Research (KaR) というプログラムを実施している。

KaR プログラムでは毎年、6月から9月の間に期間3年以内、コスト5万ポンドから20万ポンドの間のプロジェクトプロポーザルを受け付けている。戦略的、組織的な問題に取り組むために、3年以上のプロジェクトもいくつか融資されている。

KaR は都市化、土木工事、エネルギー、交通、水、障害及び保健技術の6分野がある。エネルギー分野のサブテーマの一つには「エネルギー使用による環境へのインパクトの軽減」があり、以下のようなプロジェクトがある。

- Initial evaluation of Clean Development Mechanism (CDM) projects in developing countries, Surrey University (<http://www.etsu.com/dfid-kar-energy/>)
- Prioritising opportunities under the CDM, ETSU (<http://www.etsu.com/dfid-kar-energy/>)
- Urban Energy Use: guidance on reducing the environmental impacts, AEA Technology (<http://www.etsu.com/dfid-kar-energy/>)
- Moving to an emissions neutral development

Technology Partnership Initiative (<http://www.dti.gov.uk/tpi/>)

TPI は、1993年に創設され、環境への挑戦に関連する情報の収集とアドバイスを行っている。具体的な目的は開発途上国への環境グッズ・サービスを提供する企業・団体を紹介することである。

京都メカニズムオフィス (KMO) (計画中、2000年11月15日の情報)

DEFRA と DTI の共同を前提に、Advisory Committee on Business and the Environment (ACBE) が、あくまで案としてであるが、京都メカニズムオフィス (KMO) を設置することを検討している。資料によると2001年4月までに設置することになっている。排出権取引に関しては、KMO は管轄せず、排出権取引局 (Emission Trading Authority) が管轄する予定である。

Domestic Emissions Trading System や Climate Change Levy といった他の英国の気候変動プログラムと同時期に設置されなければならない(2001年4月までに)とされている。JI、並びに CDM への認識向上とビジネスの参加の促進が目的である。KMO は政府内で DEFRA と DTI の間で独立した機関として設置されるべきであるとの記述もある。

KMO の三大機能は、以下のとおりである。

政策的アドバイスと基本情報の提供

プロジェクト承認基準の設定

政府の他分野との間の導管(conduit)としての役割である。

また、KMO は以下の役割を果たすことになっている。

- ・ ビジネス間の認識の向上
- ・ 国際交渉の政策ガイダンスの提供
- ・ JI、CDM の国際的なルール、様式、手続きの伝達、解釈
- ・ 英国の投資者と協力し、JI/CDM の評価、承認のためのクライテリアの開発
- ・ 英国の投資者と協力し、JI/CDM プロジェクトを調査、評価
- ・ 他国の京都メカニズムオフィスや、国内、国際的な組織と効果的な関係を開発、維持

参考：

<http://www.defra.gov.uk/environment/climateoffice/07.htm>

<http://www.defra.gov.uk/environment/acbe/pubs/kyoto/01.htm>

## ( 2 ) カナダ

### 1) 途上国における温暖化対策に関する基本的な考え方

気候変動に対処する行動をとることにより、経済的、社会的及び環境的に持続可能な選択肢を提供することが可能である。短期的には、地球温暖化防止に関する取組を可能にするために、途上国における開発の推進に関する基礎の構築とキャパシティービルディングが必要である。長期的には、途上国における意識啓発と気候関連活動を増加させることにより、途上国が持続可能な方法で発展目標を達成することが重要である。

カナダ政府は、カナダの気候変動への取組において、ODA が重要な役割を担うと考えている。途上国が気候変動への取組に対して優先順位を与えていないために、現在の ODA プログラムでは気候変動について特に焦点をあわせてはいないが、多くのプロジェクトは気候変動と関連している。

CDM に関する ODA の役割についてはまだ決定されていない。途上国は ODA を先進国の排出削減によるクレジットの獲得に転換するという考え方に反対しており、また、民間部門のクレジット活動への投資との競合を避ける必要もある。しかし、個々の CDM プロジェクトのフィージビリティを決定・実証するためのキャパシティービルディング等を通じて、ODA が CDM の実施を支援することは可能であると考えられる。

## 2) 支援組織等

### < カナダ国際開発庁 (CIDA) >

カナダ気候変動開発基金 (Canada Climate Change Development Fund: CCCDF)

カナダ政府は2000年、途上国のGHG排出削減を支援し、持続可能な開発を促進するための技術移転及び関連活動に対してCIDAを通じてODAを提供するため、1億ドルを投じてカナダ気候変動開発基金 (CCCDF) を創設した。

CCCDFの目標は、気候変動の原因と影響に対処しようとしている途上国における活動を促進することによって、当該途上国の活動を促進し、気候変動に関する国際的な目標にカナダが貢献することを目指すと同時に、途上国における持続可能な開発及び貧困の低減に貢献することを目指している。

CCCDF 排出削減プログラム、炭素吸収プログラム、適応プログラム、コア・キャパシティービルディングプログラムの4つのプログラムがある。

### 小規模プロジェクト基金 (Small Project Funds)

小規模プロジェクト基金には、以下の6基金がある。

- ・ カナダパートナーシップ部門小規模プロジェクト基金
- ・ 南ヨーロッパ中央アジア気候変動支援基金
- ・ 気候変動取組のためのアフリカ基金
- ・ アメリカにおける気候変動取組のためのカナダ基金
- ・ 小規模プロジェクト基金：アジア部門
- ・ 戦略的政策基金

カナダパートナーシップ部門小規模プロジェクト基金、南ヨーロッパ・中央アジア気候変動支援基金とも、CCCDFと同様、排出削減プログラム、炭素吸収プログラム、適応プログラム、コア、キャパシティービルディングプログラムの4プログラムによって構成されている。

### < 外務通商部 (DFAIT) >

CDM/JI オフィス (<http://www.dfait-maeci.gc.ca/cdm-ji/menu-e.asp>)

Department of Foreign Affairs and International Trade

カナダのCDM/JI オフィスは、京都議定書によって提供されたメカニズムを利用するために必要なカナダのキャパシティーを高めるため、1998年に設立された。2000年の行動計画でキャパシティーが拡大し、5年間の全体の予算25.25百万ドル (年あたり2.5百万から6.3百万) 現在、スタッフは7名でそれぞれ技術、地域、言語の専門家である。

提供するサービス：

様々な連邦政府のプログラム、専門家、リソースとリンクした連邦政府の連絡先としての機能。

カナダのプロジェクト推進者をホスト国との承認や、ホスト国との戦略的な協力の調整などで支援することによって、カナダの CDM と JI への参加を促進する機能。

CDM・JI に参加する企業へのガイダンス。

また、Climate Change Secretariat、Environment Canada、Natural Resources Canada、the Canadian International Development Agency、Industry Canada、Agriculture、Agri-Food Canada といった政府機関と密接に協力している。

目的：

- ・ カナダが京都議定書を使用するためのキャパシティを強化する。
- ・ カナダの参加を促進し、企業のクレジット獲得を支援する。
- ・ 第 1 約束期間において、20-40MT / 年程度の CDM、JI を実施する。

戦略：

- ・ 短期的な焦点：  
意識向上とアウトリーチ、企業へのアドバイス、市場の特定、MOU の促進
- ・ 長期的な焦点：  
プロジェクトに特定した取引費用を削減するための活動

分野別戦略：

- ・ 潜在的なプロジェクトの存在する国を優先
  - ・ 排出削減のポテンシャル
  - ・ カナダ企業の関心と存在
  - ・ ホスト国の強い関心
  - ・ 現存する二国間の関係

コミュニケーション：

- ・ カナダ及び国際的な啓発活動

産業：

- ・ カナダ企業の参加を促進

プロジェクトの促進のための活動：

- ・ 市場調査
- ・ ワークショップ

- ・ プロジェクトの同定
- ・ 二国間合意
- ・ ホスト国の承認
- ・ ベースラインスタディー
- ・ FS
- ・ 持続可能な開発に関する要件
- ・ モニタリングプラン

短期的プラン：

- ・ 国内のアウトリーチ
- ・ 東欧、東南アジア、アフリカへのアウトリーチ
- ・ CDM、JI のガイドラインの開発
- ・ 資金拠出の要件

CDM・JI オフィスの役割：

- ・ CDM と JI の中心として活動（情報収集・提供、カナダの他の計画及び国際計画とのリンク）
- ・ カナダの参加の促進
  - ・ 二国間の合意をすすめる
  - ・ プロジェクト開発を促進する
  - ・ 企業に技術的なガイダンスを提供する
- ・ プロジェクトの承認
- ・ 登録のガイダンス
- ・ 交渉に関する分析と政策的なサポートを提供

### 3.4 政府の支援に関する我が国の民間企業の要望

アンケートにより得られた政府の支援に関する我が国の民間企業の主な要望は、以下のとおりである。

- ・ 公正なルールを明確にしてほしい。
- ・ 利用しやすい制度の確立と透明性が確保されることが大切と史料します。
- ・ 事業/クレジットが日本の基準を満たすことで、国際的にも自動的に承認されるような仕組みとガイドラインをつくっていただきたい。
- ・ 発生したクレジットについては、企業にメリットが出る金額で確実に国が買取る。
- ・ アジアへの工場進出にあたり、過去から省エネ設備の導入を進めてきた。できるだけ過去の実績についてもカウントできる様な制度化を望む。
- ・ 申請/認定の簡素化。
- ・ 手続の簡素化。
- ・ (安全な) 遺伝子操作により獲得した成長のはやい、塩害耐性等の特徴を持つ樹木の植林について、ガイドラインのようなものが必要と思われる。 植林面積と獲得クレジット量の関係を決定する方法を早急に確立して欲しい。
- ・ 可能な限り、簡易な手続きを希望する。
- ・ 制度の早期確立。制度の簡素化。
- ・ 京都メカニズムはCO<sub>2</sub>排出削減対策としてコスト効果が高いと期待されていることから、国内対策の補完的措置として重要であると認識している。CDM は、2000年以降有効であると京都議定書で定められていることから、民間企業が京都メカニズムを活用するうえで、民間企業による取組を阻害せず促進する制度や暫定ガイドライン等を早急に策定すべきであると考える。
- ・ 国のスタンスを早くはっきりさせる。既にこのアンケートは実施主体が民間の一企業であることを前提に作られているが...
- ・ 欧米諸国に比べ、日本は CDM/JI への取り組みが非常に遅れている。早急な挽回の為、行政サイドの行動を迅速化し、CDM/JI に関するガイドライン、ルール策定などサポート体制を確立して欲しい。
- ・ 国による CDM 事業の国内制度(事業承認・クレジット登録制度)の早急な整備を希望致します。
- ・ CDM/JI 事業でメリットを得るのは、自己排出量の少ない、商社やエンジニアリング会社となり、自社の事業継続のためにクレジットを得ようとする製造業やエネルギー産業はコスト負担が増加するのみという事のない制度をお願いしたい。
- ・ 出来るだけ、簡略単純化したしくみにして下さい。
- ・ 簡素であること。たとえば、ISO14001 取得企業に対する、より簡素化など。
- ・ 従前の AII 事業の反省を踏まえ、国として、プロジェクトのホスト国による事業承認がスムーズに得られるための条件整備を行うと共に、事業承認のクライテリア、国内でのクレジットの登録について、明確なプロセス、クレジットの所有権の確立並びに所有権の迅速・確実な移転などに関する制度的バックアップを構築すべき。
- ・ CO<sub>2</sub>削減目標に係わる個別企業の投資等の行動は、経営上非公開とすべき重要な情報である場合が想定され、国内登録制度の設計にあたっては、必要な企業情報保護について十分配慮されたものとされたい。
- ・ 海外投資に対し、CDM 事業を折り込む事例を作り、企業とホスト国の指導をお願いしたい。



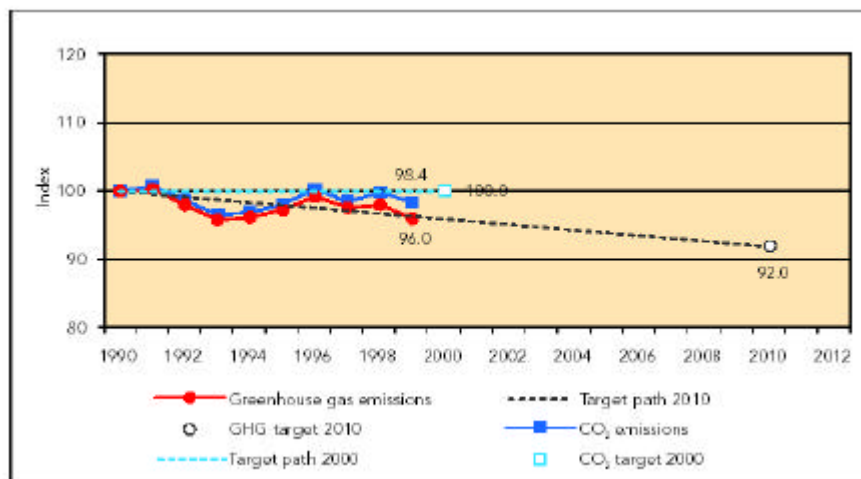
- ・ プロジェクト参加者に評価、登録、実施、検証、認証に係る費用負担がかからないシステムを構築してほしい。
- ・ 市場メカニズムの活用を第一とし、民間の活力を最大限生かし国による介入は極力避ける。そのためのプラットフォーム作りと、事業支援に尽力してほしい。
- ・ 情報不足で、解らない部分が多く、当社として対応出来るのが、よく解らない。具体的にどのような事業があるのか、事例等を示して欲しい。
- ・ NEDO、JETROの海外支援事業の中に CDM/JI を積極的に取入れて欲しい。
- ・ 生産活動を行っている以上エネルギー消費は不可欠であり、しかも常に生産状況によって変動している。その変動を前提とした上でルールを策定しておかないと運用がうまくいかない。故に、指標、ベースライン、モニタリング及びその時の是正等について十分な検討が必要だと思います。
- ・ 企業に削減の義務が生じない限りにおいては、CDM/JI が「経済上企業に利益を生み出すもの」という仕組みにすべきと考えます。
- ・ 早く、システムが本格始動出来る様にして貰いたい。
- ・ (1)途上国においては資金不足から、比較的費用対効果の良好な案件でも実現しないケースが予想される。現行の NEDO・海外省エネモデル事業のような公的資金助成の枠組が必要。(2)今後、費用対効果の良い案件の抽出や、相手国の関係で、オランダ政府のような入札方法でのプロジェクト募集の枠組の検討。
- ・ 製紙業界は90年頃から海外植林をすすめてきており、これまでの成果がシンクとして認められないのは問題。90年対比で、削減計画を立てるのにこれまでの貢献をカウントできない。シンクとして認めるのであれば90年までさかのぼるべき。
- ・ CDM/JI を推進するためには京都メカニズムを自由に制限なく活用できる国際排出権取引とリンクする国内制度の構築が必要と考える。
- ・ ほとんどの資料に言えるが説明が専門すぎる。誰でもわかる具体例、図解を入れたわかりやすい解説書を出してほしい。なんとなくわかるが、具体的にどうかがわからない。
- ・ CDM/JI 事業の案件発掘と民間企業への提供をお願いしたい。国の登録制度の開始前に、各企業の担当者レベルへの教育をお願いしたい。
- ・ CDM/JI の目的である地球温暖化防止のためには、発電過程で CO<sub>2</sub> を排出しない原子力発電は重要。CDM/JI においても現在は「控える」ことになっているが、温暖化防止のためには原子力発電の活用は不可欠。CDM/JI における原子力の活用に向けて、環境省として努力されたい。
- ・ 日本国内で GHG を排出しなくても海外に出て排出するから、免責というのでは地球環境の悪化防止とはならない。日本国籍の海外企業はどのように対応すべきか考える必要がある。
- ・ 京都メカニズムは、CO<sub>2</sub> 排出削減対策としてコスト効果が高いと期待されていることから、国内対策の補完的措置として重要であると認識している。そのため、早期に参加企業に対する支援体制を明確にし、民間企業が京都メカニズムに容易に参加し活用できるような基盤整備を進めることが重要と考える。
- ・ CDM/JI 事業が独立で成立するとは思えず、普通の事業活動に付帯的なものである、との認識が第1歩ではないか?例えば例題としての「製鉄所の改修事業」では、クレジットは1,700万円/年である。15年で考えてもたかだか2億6千万円の投資しか出来ない。又、15年間の途上国でのリスクも高い。
- ・ 民間企業が CDM/JI を行う際には、ホスト国との交渉などクリアすべき課題が多くあるので、国の全面的な支援が必要であると考えます。
- ・ 地球温暖化防止には官民が一丸となって取組む必要があると考える。そのため、当社としても工業会、経団連と連携をとり京都メカニズムを最大限活用するための研究を早急に行う。

- ・ CDM 事業では、相手国側はまずは、国家間交渉と考えているところが多い。早い段階から具体的な活動が出来るように大枠の交渉をお願いしたい。
- ・ CDM/JI に関する状況（今後の動き）が全く見えない。方向性（各国の取組方針等）だけでも、まず情報を入手したい。
- ・ 制度が十分に軌道にのるまでの制度の説明教育および負荷のかからない、適用制度の確立。
- ・ 国対相手国の関係を明確にして下さい。
- ・ 政府の 2 国間交渉。
- ・ CDM/JI 事業の実施に際しては、我が国及びホスト国側の実施主体が擁するマンパワー、意思決定のための時間的制約などの観点からも、シンプルな事務手続き、技術審査プロセスが不可欠であり、我が国として CDM/JI 事業を推進すべきと考えるのであれば、これらについて、国際交渉の上で十分に意見反映を図ると共に、ホスト国とも調整・交渉を行うべき。JI のファーストトラックの有効な活用も検討すべき。
- ・ 地球温暖化対策推進大綱の「民間事業者等による京都メカニズムの活用の支援等」において、政府の支援が明記されたことは、非常に評価できる。その支援を確実に実施しうる仕組みを構築するとともに、その仕組み構築にあたっては、民間企業のすべてが容易にかつ柔軟な支援を受けられる制度となることを希望する。
- ・ 温暖化問題への対応のうち、特に先行的な取組が必要となる CDM/JI については、産業、民生、運輸部門など温室効果ガスの排出削減を進める各主体の責務を明確にした上で、総合的に最もコスト効果的な取組が可能となるような実施運営に関する制度化（及び国の主体的関与）を図っていただきたいと考えております。
- ・ わかりやすい情報を発信してほしい。
- ・ 国際的な取組みが日本市場でそのまま生かせるよう整合性を持たせた制度設計が必要と思われる。
- ・ CO<sub>2</sub> 排出権の売買により、CO<sub>2</sub> 削減のメリットが現れれば民間ベースでプロジェクトが実行され始めるが、当初は、そのプロジェクト実行のリスク評価により国の資金援助が必要と考える。

### 3.5 我が国の民間企業が実施するCDM/JI 事業の支援スキームのあり方

#### (1) 京都議定書の目標達成に関する我が国とEU等の比較

基準年(1990年)排出量から8%のGHG削減目標を持つEUの1990年から1999年までのGHG排出量の推移は、下図に示すとおりである。



出典：European Community and Member States greenhouse gas emission trends 1990-99, Aug. 2001, European Environment Agency

一方、我が国は2000年度のGHG排出量は、13億3200万トンCO<sub>2</sub>であり、基準年比8%増加している。シンクによる吸収量(京都議定書第3条第3項及び第4項)を考慮しても、現状(2000年度)から10%程度の削減が必要となる。

なお、EUは2004年以降にいくつかの東欧の経済移行国等を併合してEUバブルの規模を拡大すること、COP6の交渉決裂の時点においてEUが目標達成へのシンクの利用に消極的であったことを考慮すると、米国や途上国の動向等不確実な要素が非常に多いが、2005年から開始される第2約束期間の削減目標の交渉は、第1約束期間とは異なる道のりとなる可能性がある。

## ( 2 ) CDM/JI 事業に関する先進各国の動向

基準年比 6%の GHG 削減目標を持ち、EU バブルの中で GHG の国内削減費用が高いといわれているオランダは、1999 年時点で基準年の 6%増加しているが、早くから「BaU からの排出削減の 50%を国内努力、50%を京都メカニズムにより達成する」ことを政府方針として公表している。250 百万トン CO<sub>2</sub> の削減を京都メカニズムにより達成するため、ERUPT/CERUPT と呼ばれる制度を導入している。これは、民間企業に対するテンダー（入札）によって、炭素排出削減を伴う事業から炭素クレジットを買い上げる制度である。JI を実施する ERUPT は経済省が、CDM を実施する CERUPT は居住・空間計画・環境省がそれぞれ管轄している。なお、オランダ政府は 2002 年 1 月に、世界銀行国際金融公社（IFC）と「途上国におけるクリーンエネルギー開発」に関する契約を締結した。3 年間で 4 千万ドル拠出し、IFC は炭素クレジットを提供することになる。

国内努力のみの目標達成を目指しているドイツにおいても、ドイツ復興金融公庫（KfW）が CDM 事業に融資する基金を設置している。CDM 事業への投資に興味をもつ民間企業は、この基金から融資を受けることができる。なお、ドイツは、2005 年から開始される予定の EU ワイド排出権取引制度に参入しやすいように、中小企業用の基金も設置している。

## ( 3 ) 第 1 約束期間における我が国の目標達成と CDM/JI 事業の重要性

環境省の推計結果によれば、計画ケース 1（現時点までに決定された確実性の高い政策・対策の実施を前提とした将来予測：原発 7 基増設）における 2010 年の GHG 排出量は、1,303 百万トン CO<sub>2</sub> であり、基準年より 8%の増加となっている。2008 年から 2012 年の 5 年間に於いてこの推計値で推移した場合、6%の削減目標を達成するためには 5 年間で 828 百万トン CO<sub>2</sub>、シンクによる吸収量を考慮しても 604 百万トン CO<sub>2</sub> を削減する必要がある。オランダ同様に「補完性」を考慮して、目標達成の 50%を京都メカニズムで達成しようとした場合、約 300 百万トン CO<sub>2</sub>（シンク以外の 50%）～400 百万トン CO<sub>2</sub>（基準年比 8%増の 50%）となる。

また、前述の環境省の推計結果によれば、削減費用が 1.3 万円/トン CO<sub>2</sub>（約 100 米ドル/トン CO<sub>2</sub>）以下の国内対策による削減量ポテンシャルは基準年の 6.2%～9.2%分である。

ここで、国内対策による削減量を基準年の 6.2%と仮定すると、残りの 4.1%（約 250 百万トン CO<sub>2</sub>）は京都メカニズムを利用して削減することになる。

以上の仮定の下では、我が国は、250 百万トン CO<sub>2</sub>～400 百万トン CO<sub>2</sub> 程度の GHG 排出量分に関して、京都メカニズムを利用して削減する必要性が生じる。

国家間の排出権取引については、経済破綻によるホットエアーを大量に保有するとともに、マラケシュ合意において 121 百万トン CO<sub>2</sub>/年のシンクによる吸収量を確保したロシアが有望な取引相手として想定される。しかし、国際的な排出権取引市場の相場や将来の価格上昇をにらみつつ価格交渉を行うであろうロシアとの交渉の困難さに加えて、インベントリ整備等の排出権取引参加の適格性を満足しない可能性もある。ロシア以外の取引相手としては、オーストラリアや旧ソ連邦、中・東欧の経済移行国が想定されるが、250 百万トン CO<sub>2</sub> ~ 400 百万トン CO<sub>2</sub> 程度の割当量を確保することは容易ではない。以上から、我が国の目標達成において、CDM/JI 事業によって相当量の CER/ERU を確保する必要性が高いことが想像できる。

この他に CDM/JI 事業の重要性として、我が国が産業技術立国であるという視点、我が国はアジア太平洋地域のリーダーとしての役割等さまざまな要素が挙げられるが、ここでは論じない。

#### (4) 第2約束期間以降を見据えた CDM/JI 事業の方向性

CDM/JI 事業の重要性を考えると、第2約束期間以降の我が国の削減目標とその達成方法を視野に入れておく必要がある。他の先進諸国に比較して国内対策の削減費用が非常に高い我が国は、第2約束期間の削減目標の設定に関して、拡大する EU バブルや G77 + China 等との厳しい交渉を繰り広げることになる。つまり、絞りきった雑巾を持つ我が国と、次々に水滴が補給される雑巾を持つ EU バブルが、絞り比べをするようなものである。GHG 削減目標達成政策の具体化によって、産業界が懸念する「国際的な競争力の低下」が現実化するか否かの予想は困難であるが、我が国の持続可能な発展を阻害しないような方法で削減目標を達成する必要がある。そのためには、我が国の産業界が有する世界のトップクラスの技術力を利用することが可能な CDM/JI 事業を、第2約束期間以降における削減目標達成の中心的位置に据えることが望ましい。

一方で、温暖化対策を全地球的視野で見た場合、21 世紀前半には全世界の 1/2 の GHG 排出量を上回るとされている途上国の温暖化対策を優先的に進め、彼らが低炭素排出型経済成長パスに乗ることを支援することの必要性は高い。その第一ステップとして、CDM 事業の実施による排出削減とそれに伴う技術移転・キャパシティビルディングが非常に重要となる。京都議定書への途上国の参加問題に関しても、先進諸国自らの排出削減はもちろんのこと、途上国の GHG インベントリ整備、適応策の推進、CDM 事業推進等さまざまな取組を進めることにより、技術的・組織制度的な対応能力が高まり、ハードルが軽くなると考えられる。例えば、途上国の京都議定書参加に関して、基準年からの排出削減目標の設定ではなく、一定期間に実施する CDM 事業のリストの設定というような新たなアプローチも有効と考えら

れる。

#### (5) CDM/JI 事業を実施する上でのオプション

先進諸国の取組等を踏まえると、我が国が CDM/JI 事業を実施する主なオプションは、以下の5つが想定される。

##### 1) 政府機関が直接 CDM/JI 事業を実施する(政府機関主導型)

現在 NEDO が実施している AIJ と同様な形式で、政府機関が実施主体となって事業を実施する。民間企業は、政府機関との契約により、役務提供や委託・請負業務を行うことはあるが、ホスト国とのクレジットの授受には直接関わらない。利点は、政府の判断により迅速な資金活用が可能であること、事業実施に関する地域間の公平性に配慮可能なこと、獲得した炭素クレジットは確実に政府の削減目標の達成に利用可能となることである。但し、全てを政府機関主導で実施するため、リスクを全て政府が負うことになり、事業の運営・管理になんらかの障害が生じた場合は、費用対効果が低下することが挙げられる。

##### 2) 我が国や民間企業が国際的金融機関等に設置した基金に投資し、国際的金融機関等が CDM/JI 事業を実施する(PCF 型)

世界銀行の PCF やオランダと世界銀行国際金融公社(IFC)との「途上国におけるクリーンエネルギー開発」に関する契約と同様の形式であり、政府機関や民間企業が国際的金融機関や政府系開発協力銀行に設置した基金に投資し、基金運営者が CDM/JI 事業を実施する。獲得した炭素クレジットは投資額に応じて配分する。利点は、ホスト国やプロジェクトタイプが多様となりリスクが分散されること、事業実施に関する地域間の公平性に配慮可能なこと、政府が出資した場合は確実に政府の削減目標の達成に利用可能となることである。欠点としては、出資者が多い場合、事業実施の意思決定に時間を要することが挙げられる。また、民間企業に国内排出枠が設定されていない現段階では、(既に PCF に投資している企業もあるが、それ以上に)民間企業が基金に投資するインセンティブは少ないことが挙げられる。

##### 3) 政府機関が基金を設立し、民間企業等が融資を受けて CDM/JI 事業を実施する(KfW 型)

ドイツ復興金融公庫(KfW)の基金と同様の形式で、CDM/JI 事業への投資に興味をもつ民間企業が実施主体となり、基金から融資を受けて事業を実施する。利点は、民間企業がそれぞれ得意分野の事業を実施するため、高い費用対効果が得られる可能性がある。欠点としては、民間企業に国内排出枠が設定されていない現段階では、民間企業が費用対効果に優れた CDM/JI 事業に参画するインセンティブは少ないことが挙げられる。

4) 政府機関が民間企業とテンドー（契約）を結ぶ（ERUPT/CERUPT 型）

オランダの ERUPT/CERUPT と同様の形式で、政府機関が民間企業にテンドー（入札）を実施し、炭素排出削減を伴う事業からの炭素クレジットを買い上げる。利点は、政府は民間企業から炭素クレジットを一定価格で買い上げるため、契約の不履行にはペナルティにより対応が可能であり、事業失敗時における政府のリスクは最小化される。欠点としては、3) と同様なインセンティブの少なさとともに、契約不履行時のペナルティに対応可能な大規模の民間企業のみに参加が限定されることが挙げられる。

5) プロジェクト・ファイナンスにより民間企業が CDM/JI 事業を実施する（PF 型）

IPP 事業や PFI 事業ですすめられている方式であり、プロジェクト単位で市中銀行等から融資を受け、プロジェクトのキャッシュフローのみが返済原資となる。従って、完全に民間ベースの事業活動であり、炭素クレジットは通常事業の採算性の向上に貢献する。利点は、完全に民間企業が主体であることから、最も費用対効果に優れた削減活動が促進されることである。欠点としては、完全に民間企業主体であるため、民間企業に国内排出枠が設定されていない現段階では、民間企業が獲得した炭素クレジットを日本政府に売却する保証はなく、目標達成に貢献しない可能性もある。

（ 6 ） 将来を見据えた CDM/JI による炭素クレジット獲得シナリオ

我が国の京都議定書の目標達成に向けた実践的な取組が開始されたばかりである。そのため、CDM/JI の取組のオプションを可能な限り準備しておき、国内制度の進捗や民間企業に対する支援策と合わせて臨機応変に実施していく戦略を構築することが重要である。つまり、CDM/JI による炭素クレジット獲得に関して、時間軸を見据えた戦略を構築する必要がある。

さまざまなリスクを伴う CDM 事業に関して、民間企業の進出を促進するためには、政府自らが「ラーニングバイドゥーイング」による CDM/JI 事業を実施して、直面した問題点・課題の解決方法を検討し、潜在的なリスクの回避方法を習得して提供することが望ましい。

以下に、現時点で考え得る 5 つのオプションを挙げる。

政府機関が直接 CDM プロジェクトを実施する（政府主導型）  
 政府系金融機関に CDM 基金を設置して、民間企業が融資を受けて CDM プロジェクトを実施する（KfW 型）  
 政府機関が民間企業に対して炭素クレジットに関する入札を実施する（ERUPT/CERUPT 型）  
 国際的金融機関に設置した基金に政府資金を投資する（PCF 型）  
 プロジェクトファイナンス等で民間企業が独自に CDM を実施する。

以上のオプションは、独立のオプションではなく、互いに連動させることも可能である。各オプションによる炭素クレジット獲得は、下図のように組み合わせて実施することが、目標達成に向けたシナリオの一例として考えられる。

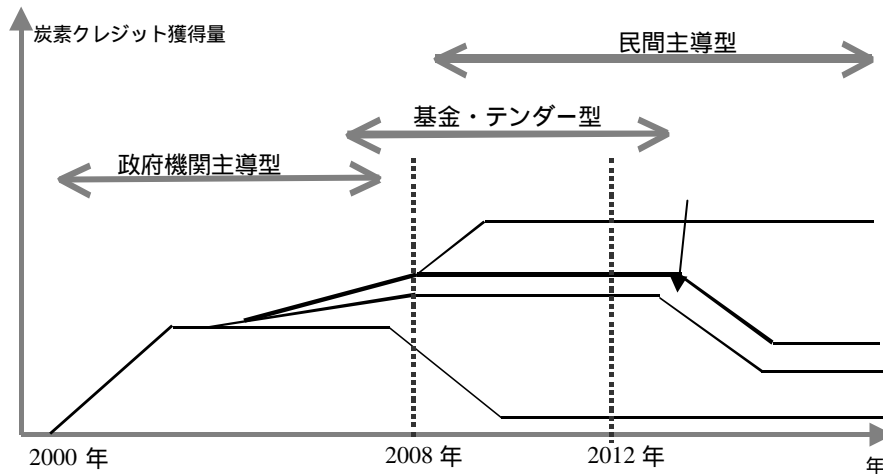


図 CDM による炭素クレジット獲得シナリオ

具体例：

各オプションの組み合わせは、政府機関主導型、基金・テンダー型、民間主導型の3つに大まかに分類することが可能である。なお、各オプションは、政府機関と民間企業の関わり方の程度により分類した。

#### 政府機関主導型

第1約束期間の目標達成に貢献するとともに、問題点・課題の解決方法の検討、潜在的なリスクの回避方法の習得を CDM プロジェクトを実施しながら行い、民間企業主導の CDM プロジェクト実施の基盤構築を図る。具体的には、途上国に対する情報提供・普及啓発活動を目的としたワークショップ、セミナー等を実施すると



ともに、国別 CDM ポテンシャル調査を実施し、政府機関や民間企業に公開する。並行して、公的資金による CDM プロジェクトを推進する。さらに、具体的なプロジェクトを想定した技術移転・人材育成・組織制度整備を専門家派遣、研修等により図る。ホスト国のキャパシティに応じて、GHG インベントリ、モニタリング技術等途上国の基盤整備に繋がる技術移転・キャパシティビルディングを実施する。

#### 基金・テnder型

基金やテnderに公的資金を利用した CDM 実施の枠組を構築し、民間企業の CDM プロジェクトの実施を促進する。具体的には、炭素基金及びテnder制度（ERUPT/CERUPT 型）の枠組を政府主導により構築し、実施済の国別 CDM ポテンシャル調査から優良案件を選択し、民間企業に参加を呼びかける。「ホスト国現地担当窓口の日本政府機関」を有効活用して、民間企業に対してホスト国への橋渡し機能を提供する。さらに、具体的なプロジェクトを想定した技術移転・人材育成・組織制度整備を専門家派遣、研修等により図る。ホスト国のキャパシティに応じて、GHG インベントリ、モニタリング技術等途上国の基盤整備に繋がる技術移転・キャパシティビルディングを継続実施する。

#### 民間主導型

政府機関は、一定量の炭素クレジット確保のために上記の政府機関主導型、又は基金・テnder型の CDM プロジェクトを実施するが、主力を民間企業の支援に注ぐ。具体的には、輸出信用等を通じた民間企業の CDM 実施のための支援を行う。また、「ホスト国現地担当窓口の日本政府機関」は、ホスト国への橋渡し機能を継続して提供する。技術移転・キャパシティビルディングは、民間企業が実施する CDM プロジェクトは多様であることを踏まえて、臨機応変に拡充・多様化を図る。

( 7 ) 第 1 約束期間において CDM/JI 事業を推進する我が国の 3 つの目標

以上の ( 1 ) ~ ( 6 ) を踏まえると、我が国は以下に示す 3 つの目標を掲げて、CDM/JI 事業を推進することが望ましい。

我が国の産業界が有する世界のトップクラスの技術力を利用して CDM/JI 事業を推進し、第 1 約束期間の削減目標の達成を確実なものとする。

第 2 約束期間以降の我が国と途上国・経済移行国双方の持続可能な開発を導くために、特に初期においては、政府主導の CDM/JI 事業の推進を呼び水として、中・長期的な主体となる民間企業や NGO の進出の基盤を築く。

京都議定書への途上国の将来的な参加を導くために、技術移転やキャパシティビルディングに十分に配慮した CDM/JI 事業を推進する。

( 8 ) 我が国の CDM/JI 事業の推進における留意事項

我が国の CDM/JI 事業の推進において、留意すべき事項として、以下のものが挙げられる。

6 年後から開始される第 1 約束期間において、CDM/JI 事業により相当量の炭素クレジットの獲得が期待されるが、先進諸外国に比較して AIJ の経験に乏しく、ERUPT/CERUPT のような先進的取組を行っていない。

現時点では、民間企業に対して CDM/JI 事業実施のインセンティブとなる国内排出枠の設定や国内排出権取引制度、及び炭素税等の導入はない。

我が国の産業は、省エネ技術等世界トップレベルの温暖化対策技術を有している。

我が国の国際的企業は、ホスト国に現地工場を有する企業が多く、これらの工場に対する温暖化対策が CDM/JI 事業となる可能性を有している。

CDM/JI 事業の推進に必要な不可欠な技術移転・キャパシティビルディングに関して、我が国の ODA を通じた豊富な経験を有している。

( 9 ) 短期的及び中・長期的取組方針

< 短期的取組方針 >

公的資金による政府機関主導型の CDM/JI 事業を早急に開始して炭素クレジット獲得を開始するとともに、その経験を踏まえて、民間企業との協力も図りつつ、我が国にふさわしい CDM/JI 事業の全体的枠組を検討・構築する。

同時並行的に、公的資金を中心とした PCF 型、KfW 型の基金を設立し、先進的な民間企業、NGO の参加を促進する。

上記の CDM/JI 事業のホスト国に対して、ODA 等を通じたキャパシティビルディング・技術移転を実施する枠組を構築し、CDM/JI 事業を支援する。

日本語の技術的・事務的ガイドラインを整備する。

民間企業の参加促進支援プログラム（プロジェクトファイナニング、ホスト国との交渉窓口整備、事業失敗時の補償・保険制度）を検討・整備する。

運営組織育成プログラムを作成し、早急に日本企業の運営組織の指定を受ける。

参加している民間企業のイメージ向上戦略を含む、CDM/JI 事業に関する教育・啓発・広報プログラムを作成する。

小規模 CDM プロジェクトを政府資金により早急に立ち上げ、直面した問題点・課題の解決方法を検討し、潜在的なリスクの回避方法を習得する。

< 中・長期的取組 >

個別企業に加えて、業界単位で参加可能な ERUPT/CERUPT 型の CDM/JI 事業の枠組を構築し、政府資金により tender を開始する。

民間主導による PF 型の CDM/JI 事業推進の枠組構築を支援する。具体的には、金融機関、商社、建設会社、プラント製造会社等関係組織から構成される企業複合体による CDM/JI 事業を促進するために、ホスト国における我が国の政府系事務所の有効利用や技術移転・キャパシティビルディングによる支援等、政府による支援のポートフォリオを作成する。

途上国の京都議定書への参加を促進する交渉を、CDM/JI 事業を通じて良好な関係が構築できた途上国数か国に対して進めるとともに、CDM/JI 事業リストによる削減目標の設定を可能とするように国際交渉の場で進めていく。